

自転車を安全に利用しましょう

八潮市は、人口1万人あたりの自転車による交通事故死傷者数が、平成24年から4年連続で県内ワースト1位となっています。そこで、市では、市民、自転車利用者、事業者、関係団体および警察その他関係機関と連携し、自転車の安全な利用の促進を総合的に推進するため、「八潮市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。

なお、市では自転車ヘルメットの購入費用を補助します。皆さんで事故のないまちを目指しましょう。 ☎交通防犯課 ☎308

🚲 自転車利用者は交通ルールを守り、歩行者の安全を確保するなど、自転車の安全な利用に努めましょう

自転車安全利用五則(*)を守りましょう。



🚲 自転車の点検や整備をするとともに、反射材の装着、その他の交通安全対策に努めましょう

夕暮れや夜間、車の運転者が発見しやすいように、反射材をつけましょう。



🚲 保護者は、子どもに対し自転車ヘルメットの着用、自転車の安全な利用に関する教育に努めましょう

大切なお子さんを交通事故から守るため、自転車ヘルメットを着用させるとともに、交通事故に遭わないための教育をしましょう。



🚲 高齢者の家族は、高齢者に対し自転車ヘルメットの着用、自転車の安全な利用に関する助言に努めましょう

高齢者が自転車に乗っていて交通事故に遭い、亡くなるケースが増えています。家族の方は、高齢者へ自転車ヘルメットの着用を促したり、高齢者の運動能力などの低下に気づいたら、自転車に乗らないよう助言しましょう。



🚲 自動車の運転者は、自転車利用者の安全に配慮するよう努めましょう

自動車を運転する際、自転車の横を通過するときに徐行するなど、自転車利用者の安全に配慮しましょう。



🚲 自転車利用者(子どもの場合は保護者)は自転車損害賠償保険などに加入しましょう

自転車を運転中の小学生が加害者となって、相手方に重大な障がいを負わせてしまった事故で、9,500万円の損害賠償を命じる事例がありました。万一に備えて自転車損害賠償保険などに加入しましょう。



自転車安全利用五則(*)

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

※自転車は、歩車道区分のある道路では車道を通行しなければなりません。なお、次の場合には歩道を通行することができます。

- ・道路標識や道路標示によって歩道を通行できる場合
- ・運転者が13歳未満の児童と幼児、70歳以上の高齢者、身体障がい者であるとき
- ・通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ない場合

自転車ヘルメットの購入費用を補助

☎ 平成28年4月1日以降に自転車ヘルメットを購入した市内在住の中学生以下の方（15歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方）および高齢者（65歳以上の方〈自転車ヘルメット購入時〉）※申請は保護者や同一世帯の方もできます。通学用ヘルメットは対象外です。

☎ 購入費用の2分の1で2,000円を限度（100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

📄 ●八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（交通防犯課または市ホームページで入手）

●領収書の原本（申請者の氏名など記載があるもの）

●保証書の写し

●住所・氏名を確認できるもの

●振込金融機関名・口座番号などを確認できるもの

☎ 200人（申込順）※1人につき1回まで

☎ 交通防犯課※詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。